

三重県公報

第10201号
昭和48年11月27日
火 曜 日

目 次

規 則

- 三重県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 2

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (社 会 課) 4
- 青少年の健全な育成に有害な興行の指定 (青少年健民課) 4
- 家畜の伝染性疾病の発生を予防するための検査の実施 (畜 産 課) 6
- 牛の結核病及びブルセラ病検査の実施 (同) 7
- 公共用財産の用途廃止 (用地対策課) 7
- 道路の区域の決定 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (同) 10
- 都市計画事業の認可 (計 画 課) 10

海調委告示

- 共同漁業権及び区画漁業権の免許内容等の事前決定
についての公聴会の開催 (海区漁業調整委員会) 11

公 告

- 土地改良区の設立認可申請を適当と決定したことに
伴う関係書類の縦覧 (耕 地 課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (建 築 課) 12
- 同件 (四日市土木) 12
- 同件 (鈴鹿土木) 13
- 道路位置の指定に伴う関係図書の縦覧 (同) 15
- 開発行為に関する工事の完了 (津 土 木) 17
- 同件 (松阪土木) 18

お 知 ら せ

- 地方職員共済組合定款の一部変更 (職 員 課) 18

正 誤

- 昭和48年11月6日付三重県公報第10195号



規 則

三重県規則第七十二号

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十八年十一月二十七日

三重県知事 三 川 亮 一

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の二条の次に
のように改正する。

第九十二号様式の二を次のように改める。

第91号様式の2

自動車取得税申告（報告）書

申告年月日 9 . . . 15

Ⓜ 自動車税事務所長殿、三重県税条例 第167条の7 の規定により次の
第167条の8 とおり申告します。

車両番号	2	8	旧	車台番号		※ 整理番号 16 18
使用者	住所 フリガナ 氏名 (名称)		Ⓜ	車名		
申告代理人	所有者	住所 フリガナ 氏名 (名称)	Ⓜ	形式 原動機 の形式 総排気量 定格出力		台帳 調定簿
	旧使用者	住所 フリガナ 氏名 (名称)	Ⓜ	種別 小型・二輪・三輪・ 二輪 乗用 四輪 貨物	ℓ KW	
	旧所有者	住所 フリガナ 氏名 (名称)	Ⓜ	形状 形式認 定番号	箱型・トラック・オート バイ・スクーター・その他	
	定置場	新 旧		軽自動車税納税義務発生 発生・消滅年月日	年月日 消滅	
Ⓜ	譲渡者 住所氏名		Ⓜ	申告書受付印		

取得年月日	
類別区分番号	
製作年	
取得区分	19 20 1 新規 3 書替 1 新車 2 移転 2 中古車
取得原因	売買・贈与・交換 その他 () ※課税区分
付属品	スペアタイヤ・工具・ラジ オ・ヒーター・時計
取得価額	円
加算価額	円
除算課税標準額	22 24 0 0 円
税率	②
納付する税額	25 29 0 円

- 注1 新たに届出をされる場合は、旧事項欄は記入しないでください。
- この申告書を代理人が記入したときは、代理人も署名押印してください。
 - ※印欄は記入しないでください。
 - この申告書には、軽自動車売買契約書の写し又は売買価額を証する書類を添付してください。

証
紙
ち
よ
う
付
欄

○ この申告受付書の交付を希望される方は、下欄に記入してください。

申告受付書 車両番号 自動車取得税納付額 納税者の住所・氏名



第三

この原簿は、昭和四十九年四月十二日の簿籍による。

告 示

●三重県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第43条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定した。

昭和48年11月27日

三重県知事 田川亮三

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
島勝診療所	山下須賀	北牟婁郡海山町 大字島勝浦315の2	48.11.1

●三重県告示第685号

三重県青少年保護育成条例（昭和48年三重県条例第62号）第7条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行として、次のとおり指定した。

昭和48年11月28日

三重県知事 田川亮三

番号	映 画 名	製 作 会 社	指 定 年月日	指 定 理 由
260	淫獣の殺人	東活プロ	昭和48年 11月5日	著しく性的感 情を刺激し、又 は残忍性を助長 するため、青少 年の健全な育成 を阻害するおそ れがある。
261	温泉場SEX実習	六邦映画		
262	女風呂色ざかり	関東ムービー配給社		
263	快楽地獄 エロチコン EROTICON	米、アデルヒア・ピ クチニア 日本ヘラルド映画 (株)		
264	花淫と不能者	東活プロ		
265	看護婦見レポート 臨床トルコ NURSES REPORT	独、ラビツド・フイ ルム 松竹映配(株)		
266	喜劇セールスマン 色事繁盛記	東京第一プロ <東 映>		
267	危険な16才	国 映		
268	結婚の創造 ZUM BEISPIEL: EHEBRUCH DEINM ANN	西独、コンスタンチ ン ニュー・シネマ・コ ーポレーション		
269	好色団地妻	関東ムービー配給社		
270	さすらいかもめ 釧路の女	日 活		
271	日活ニュース さすらいかもめ ～釧路の女～	"		
272	処女喪失絵日記	ワールド映画		
273	女子大生 偽 処 女	日 活		
274	日活ニュース 女子大生 偽 処 女	"		
275	性害乱女の暴走	青年芸術映協		
276	性戯・秘戯・絶倫ボル ノ狂態 TOGETHER	東 映(株)(洋画)		
277	性豪列伝 夜の牝馬ならし	日 活		
278	日活ニュース 性豪列伝 夜の牝馬ならし	"		
279	性とSEXセックス	大蔵映画		
280	セックス強盗 千人斬り	東 映		
281	年上女の愛淫	大蔵映画		
282	ドキュメント・シリーズ 同棲時代を暴く	プリマ企画		
283	女体チン没	国 映		

284	裸の接点	葵映画
285	番 格	日 活
286	日活ニュース 〈番 格〉	〃
287	人 妻 ～残り火～	〃
288	日活ニュース 〈人妻・残り火〉	〃
289	不倫の交情	大東映画
290	ブロードと歌麿 淫らなる泉のほとり	映像社 〈東 映〉
291	分譲団地 若妻日記	山本プロダクション 〈東 映〉
292	ベッドマナー 男 いびり	青年群像
293	◎女郎残酷性地獄	日 活
294	日活ニュース 〈◎女郎残酷性地獄〉	〃
295	蜜のしたたり	〃
296	ヤング混棲時代	東京興映
297	LOVE TECHNIC 愛の交歓	夢幻社 〈国映シネマ〉

●三重県告示第686号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、次のとおり検査を実施する。

昭和48年11月28日

三重県知事 田 川 亮 三

1 実施の目的

ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生子防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵の生産又はその目的で飼養している鶏

3 検査の方法

急速凝集反応、赤血球凝集抑制反応

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

昭和48年11月27日から12月25日まで

実施する区域

北勢家畜保健衛生所管内一円

中勢家畜保健衛生所 〃

南勢家畜保健衛生所 〃

伊賀家畜保健衛生所 〃

●三重県告示第687号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第31条第1項の規定により、牛の結核病及びブルセラ病検査を次のとおり実施する。

昭和48年11月27日

三重県知事 田 川 亮 三

1 実施の目的

牛の結核病及びブルセラ病発生子防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛）

3 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法、ブルセラ急速凝集反応法

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

昭和48年12月3日から12月8日まで

実施する区域

南勢家畜保健衛生所管内一円

●三重県告示第688号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和48年11月27日

三重県知事 田 川 亮 三

所在地	種 目	地 積
上野市大野木字西光寺2726番地先	道路敷	34.32平方メートル
〃 木興町字木興山1064番1地先	〃	479.07 〃
〃 〃 〃 1064番4地先	〃	152.95 〃
〃 〃 〃 1064番2地先	〃	136.86 〃
〃 法花字東高蒲谷3520番地先	〃	96.88 〃
〃 〃 〃 3510番地先	水路敷	100.70 〃
〃 木興町字木興山1064番4地先	〃	115.35 〃
〃 〃 〃 1064番2地先	〃	392.36 〃

●三重県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

昭和48年11月27日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長島港古里線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀伊長島町長島字大向井2019の10番地先から 北牟婁郡紀伊長島町海野字垣の内1030の1番地先まで		4.0~12.1	3,916.4

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南浦海山線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市大字南浦字長田横手3216番地から 北牟婁郡海山町大字相賀884番地の3まで		3.0~4.0	8,264.5

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原大内山線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡宮川村大字松原171番地から 度会郡大内山村字管谷1127番地の6まで		3.0~6.0	11,902.5

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽阿児線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
志摩郡磯部町大字的矢字笠取 939番地の2か ら志摩郡阿児町鶯方字金谷 296番地の1まで		10.0~47.0	5,700.0	パールロ ード 第二期分

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津久居線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市広明町 400番地の1から 久居市寺町1260番地の3まで		12.0~16.0	7,581.6

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐屋多度線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
桑名郡多度町大字上之郷字北塚本隣1147番 地の2から桑名郡多度町大字小山字尾津崎 1986番地まで		3.7~12.5	2,060.0	起点 愛知県海部 郡佐屋町

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多度長島線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名郡多度町大字香取字元割1番地の2から 桑名郡長島町大字又木字熊沢158番地の1まで		2.0~23.0	9,300.0

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 答志桃取線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鳥羽市答志町 411番地先から 鳥羽市桃取町 504番地先まで		5.0~40.0	6,087.8

4 区域決定の期日 昭和48年9月25日

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

●三重県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

昭和48年11月27日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 長島港古里線	北牟婁郡紀伊長島町長島字大向井2019の10番地先から北牟婁郡紀伊長島町海野字垣の内1030の1番地先まで	昭和48年11月27日
〃 南浦海山線	北牟婁郡海山町大字便山 853番地から北牟婁郡海山町大字相賀 884番地の3まで	〃
〃 椋原大内山線	度会郡大内山村字池ノ谷越4897番地の3から度会郡大内山村字管谷1127番地の6まで	〃
〃 津久居線	津市広明町 400番地の1から久居市寺町1260番地の3まで	〃
〃 佐屋多度線	桑名郡多度町大字上之郷字北塚本隣1147番地の2から桑名郡多度町大字小山字尾津崎1986番地まで	〃
〃 多度長島線	桑名郡多度町大字香取字元割1番地の2から桑名郡長島町大字又木字熊沢 158番地の1まで	〃
〃 答志桃取線	鳥羽市答志町 411番地先から鳥羽市桃取町 504番地先まで	〃

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

●三重県告示第691号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の認可をした。

昭和48年11月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画駐車場整備事業
国鉄四日市駅北駐車場

3 事業施行期間

昭和48年11月27日から昭和49年3月31日まで

4 事業地

四日市市本町

漁調委告示

●三重海区漁業調整委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、共同漁業権及び区画漁業（のり、はまち、たい、あじ、くろめ、たこ）の免許内容等の事前決定について次のとおり公聴会を開催する。

昭和48年11月27日

三重海区漁業調整委員会会長 竹内義明

期日 昭和48年11月29日（木）11時

場所 津市栄町1丁目 三重県合同ビル内、日赤会議室

議題 度会郡二見町、鳥羽市、志摩郡志摩町、浜島町、阿児町、度会郡南勢町、南島町、紀勢町、北牟婁郡紀伊長島町、海山町、尾鷲市、熊野市の地区

海面における共同漁業権及び区画漁業権の免許内容等の事前決定について

公 告

●天白土地改良区の設立認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和48年11月27日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 定款の写し

2 縦覧の期間

昭和48年12月6日から昭和49年12月25日まで

3 縦覧の場所

三雲村役場

● 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和48年11月27日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 工事完了年月日
昭和48年11月12日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市大字西阿倉川字谷口1066、1067-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市京町19-13
有限会社 太陽製陶
水 谷 勇

● 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和48年11月27日

三重県四日市土木事務所長 脇 田 善 彦

第 1

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市小古曾東二丁目520-1、544
521-1、545 番地
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市小古曾三丁目5番3号
有限会社安田工業
代表取締役 安 田 重 信

第 2

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月29日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三重郡川越町大字当新田字川曾720-1、720-4、721-2、721-5
720-2、720-5、721-3、721-6
720-3、721-1、721-4 番地
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
三重郡川越町大字豊田412番地
代表者 市 川 己 吉 外9名

第 3

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月29日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市日永三丁目1212、1216、1219、
1214-1、1217、1158-1、番地
1215、1218-1、1159-1、
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市諏訪町13番6号
株式会社宝屋 代表取締役 飯 場 高 士

第 4

- 1 工事完了年月日
昭和48年11月7日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三重郡孤野町大字孤野字杉之本2175-2、2175-5、
2175-3、2175-6、番地
2175-4
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
(代表者) 三重郡孤野町大字孤野1063番地
孤野信用組合 組合長 谷 清 一 郎

第 5

- 1 工事完了年月日
昭和48年11月7日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市下海老町字桜谷 386番地の1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市万古町1番23号
阪 田 勝

● 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和48年11月27日

三重県鈴鹿土木事務所長 平 井 敏 一

第 1

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月19日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市神戸地子町高田212-1

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市神戸矢田部町265の2
株式会社 平安閣 家具センター
代表取締役 松島時雄

第 2

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月24日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市国府町字番場4473
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市国府町4522
森 豊

第 3

- 1 工事完了年月日
昭和48年11月6日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市住吉町奈良6027-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市平田町
有限会社 徳山商事

第 4

- 1 工事完了年月日
昭和48年11月2日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市東玉垣町水白2504-1 外13筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市白子町
坂東正男

第 5

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月24日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市北長太町洲畑1839
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市北長太町918-5
杉野文雄

第 6

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月19日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市神戸寺家町高田35-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市十宮町1037-2
鈴鹿酒販株式会社
取締役社長 野田 六左衛門

第 7

- 1 工事完了年月日
昭和48年11月7日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鈴鹿市白子町生水2620、2645、2646、2621-1、2623-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
東京産業株式会社 代表取締役 片山 竜二

● 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は三重県鈴鹿土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和48年11月27日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 関係土地の地名地番
鈴鹿市江島町字川南3108-1、3019-1

2 指定道路

道路番号	幅員	延長
A	4.00メートル	92.65メートル
B	4.00メートル	21.00メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

鈴鹿市江島町7丁目3226
長島 弥三郎

4 指定年月日

昭和48年11月16日

第 2

1 関係土地の地名地番

鈴鹿市南長太町大字宮の腰608—3 外5筆

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

6.00メートル

55.20メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

鈴鹿市南長太町1894

田中 嘉太郎

4 指定年月日

昭和48年11月16日

第 3

1 関係土地の地名地番

鈴鹿市磯山町字茶屋の前2297、2296—1、2296—2

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

4.48メートル

33.00メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

常滑市古場字坪根56

沢田 三郎

4 指定年月日

昭和48年11月16日

第 4

1 関係土地の地名地番

亀山市栄町上西野1481—4

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

4.80メートル

47.80メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

亀山市北町1493—1

森 治

4 指定年月日

昭和48年11月16日

第 5

1 関係土地の地名地番

鈴鹿市西玉垣町字吉沢4613—2 外3筆

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

4.00メートル

23.60メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

鈴鹿市西玉垣町4613

吉沢 康就

4 指定年月日

昭和48年11月16日

●都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和48年11月27日

三重県津土木事務所長 竹内 茂樹

第 1

1 工事完了年月日

昭和48年10月24日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田平野護摩田2の3、4の1、6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市栄町1丁目79番の3

三重県経済農業協同組合連合会

会長理事 山本 卓郎

第 2

1 工事完了年月日

昭和48年10月29日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字北端2666番地、2667番地

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市大門13番19号

峠 成雄

● 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和48年11月27日

三重県松阪土木事務所長 中山 貴生

- 1 工事完了年月日
昭和48年10月31日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
松阪市駅部田町159、160番地
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市新町1013-1
株式会社 西川商店
取締役社長 西川 達治

●お知らせ

地方職員共済組合定款の一部変更について、次のとおり地方職員共済組合理事長松島五郎から公告依頼があった。

昭和48年11月27日

三重県知事 田川 亮三

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて公告する。

昭和48年10月27日

地方職員共済組合理事長 松島 五郎

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十一月一日）の一部を次のように変更する。

第二十六条第一項中「その家族療養費の額」を「当該家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額を控除した額（法第六十二条の二又は法第五百三十六条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額。第二項本文において同じ。）」に改め、同条第二項中「家族療養費の額が」を「家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額を控除した額が」に、「家族療養費の額」を「家族療養費の額及び高額療養費の額の」に改め、同条第四項中「家族療養費」の下に「又は高額療養費」を加える。

第二十六条の二中「三万五千円」を「七万円」に改める。

第二十六条の三中「三万五千円」を「七万円」に改める。

第二十六条の五第三項中「災害見舞金の額の百分の四十」を「第一項に規定する場合に

あつては災害見舞金の額の百分の六十に相当する額とし、前項に規定する場合にあつては給料の半分に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

- 2 災害見舞金附加金は、前項に規定する場合のほか、法第七十一条に規定する非常災害により法別表第一に掲げる損害の程度にいたらぬ程度の損害があつた場合で、その損害が住宅又は家財の百分の十以上の被害又は滅失の程度である場合（これと同程度の損害を受けた場合を含む。）に支給する。

第二十九条第二項の表中「千分の三十四・三」を「千分の三十三・三」に、「千分の三十二・三」を「千分の三十一・三」に、「千分の五十七・三」を「千分の五十六・三」に改める。

附則

- 1 この変更は、昭和四十八年十月一日から適用する。
- 2 変更後の第三十六条の規定は、昭和四十八年十月一日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年九月分以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第三十六条の二及び第三十六条の三の規定は、昭和四十八年十月一日以後の診療に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用し、同年九月三十一日以前の診療に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第三十六条の五の規定は、昭和四十八年十月一日以後に発生した非常災害に係る災害見舞金附加金について適用し、同年九月三十一日以前に発生した非常災害に係る災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第二十九条第一項の規定は、昭和四十八年十月分以後の損金及び負担金として適用し、同年九月分以前の損金及び負担金については、なお従前の例による。

●正誤

昭和48年11月6日付三重県公報第10195号に登載した、昭和48年度前期1、2級技能検定の合格者（公告）中、

ナンバ	行	誤	正
9	1	敷岡 栄 敏	敷岡 栄 造
11	26	玉田 重 謙	玉田 重 謙
14	8	坂本 忠 義	坂元 忠 義
"	14	8 2 1	8 2 0
16	14	沼田 芳 之	沼田 芳 久
17	35	寺 藤 輝 雄	寺 東 輝 雄
18	2	岩本 幸 秋	岩本 幸 秋
"	7	芝 享	芝 亨
19	左18	1 6 7 2	1 6 2 7
"	右"	1 7 0 7	1 7 0 6
"	"35	高橋 玄 丈	高橋 玄 文
20	3	本多 孝 司	本多 孝 司

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 550円

1箇年 6,600円

昭和48年11月27日印刷発行

津市広明町13番地 (電代281111)

三重県庁

印刷 三重県給務部学事文書課